第６号様式

随意契約について

公表年月日	令和８年１１月２日
担　当　課	文化財保存活用課

契約業者名・住所	アイ・ビー・テクノス株式会社　　東京都中央区日本橋本町 1-9-3 日本橋本町 M-SQUARE8 階
工事等の名称	松戸市立博物館中央監視装置及び自動制御装置保守点検業務委託
工事等の場所	松戸市千駄堀６７１番地　松戸市立博物館
種　別	委託
工事等期間	令和８年４月１日から令和９年３月３１日まで
契約金額	１，９８０，０００円（税込）
工事等の概要	博物館施設の空調設備機能を適正に維持するため、中央監視装置及び自動制御装置の保守点検を行う。
随意契約の理由	本業務は、松戸市立博物館の空調、電気、防災、給排水設備を監視・制御する設備である中央監視装置及び自動制御装置の保守点検を行うものである。当館には国指定の重要文化財をはじめとした数多くの史料が収蔵されており、恒温恒湿の環境を管理することは文化財保護の観点からも重要であり、当該設備の安定稼働は、博物館運営において必要不可欠なものである。令和８年１月から６月末にかけて、当館は開館当初から継続使用されていた空調設備の大規模改修を実施しており、当該設備も改修工事の対象となっている。アイ・ビー・テクノス株式会社は空調改修工事における当該設備の改修に携わっており、改修段階から新設備の構造を把握している。同社は中央監視装置システムを軸とした専門業者であり、同一業務の取引実績が豊富である。また、これまで当館において本業務を実施してきた経緯があり、改修前後の設備環境を熟知している唯一の業者であり、業務着手後、速やかに当該設備の経過を踏まえた保守点検の実施が可能である。 以上の理由から、地方自治法施行令第 167 条の 2 第１項第 2 号及び松戸市財務規則第 138 条第 1 項第１号に該当するものとして、アイ・ビー・テクノス株式会社を契約相手方として選定するものである。